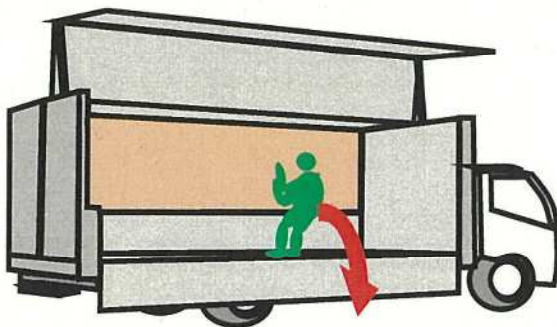
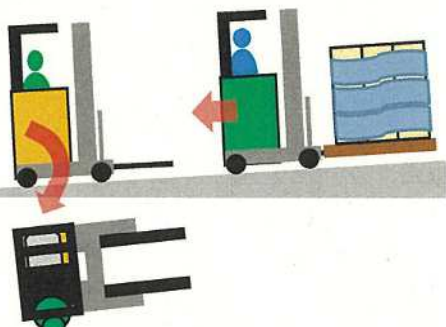
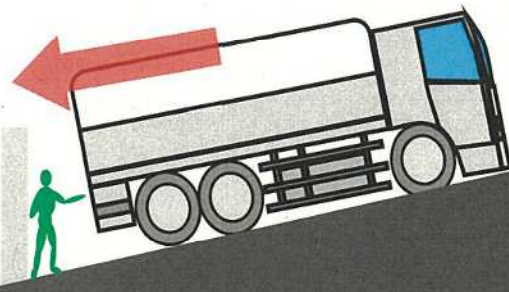


運送業での死亡災害が**急増**しています！

神奈川県内のトラックドライバーの死亡労働災害が、令和5年5月末時点で既に3件発生しており、昨年を上回る発生状況となっています。

以下の災害発生事例を参考に、運送業の事業場におかれましてはトラックドライバーへの安全装備の使用と教育の徹底を、トラックによる荷の運送を依頼している全ての事業場におかれましては、事業場内における荷役作業の安全対策を徹底していただき、死亡労働災害の防止に努めていただくようお願いします。

事例1	 (発生状況) 中型トラック（ウイング車）運転者が、荷積み先の倉庫で片側のウイングとあおりを開放して荷積み準備を終え、荷台を後ろ向きに歩行中、約1メートル下の地面に墜落した。 (再発防止対策) ・開口部に背を向けて作業を行わせないこと。 ・開口部に背を向け作業させざるを得ない場合は、保護帽（墜落時保護用のもの）、墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。
事例2	 (発生状況) トラック運転者が、荷台の空パレットを運び出す準備として、リーチフォークリフトでプラットフォーム上から地上のトラック脇まで移動の際、プラットフォームからの下りスロープを後進中に脱輪して35センチメートル下の地面に同車ごと落ち、同車の下敷きになった。 (再発防止対策) ・スロープに脱輪防止壁を取り付けること。 ・スロープにフォークリフトが複数台通行することが無いよう、作業計画を策定すること。
事例3	 (発生状況) 配送先構内の坂にタンクローリー車を停車し、エンジンを切らずに一旦作業場所に向かったところ、サイドブレーキのかかりが悪く、ローリー車が坂道を後進した。運転手がそれに気づき慌ててローリー車に駆け寄ったがローリー車とコンクリート壁に頭と頸椎を挟まれた。 (再発防止対策) ・車両を停車する場合は、平たんな場所に停車させること。 ・停車する際はサイドブレーキをきちんとかけるとともに、輪留めを使用させること。

※ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインを厚生労働省ホームページでご確認ください。



ガイドライン
（荷の運送を
依頼する事業
者用）



ガイドライン
（運送事業者用）



神奈川労働局・労働基準監督署